

静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

【改定箇所 新旧対照表】

令和元年 10 月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>① 直接測量費の額</p> <p>② 測量調査費の額</p> <p>③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 特別経費の額</p> <p>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>① 直接測量費の額</p> <p>② 測量調査費の額</p> <p>③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 特別経費の額</p> <p>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p>

新旧対照表

旧	新
<p>(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に <u>108分の100</u> を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 〇〇円)」と記載する。</p>	<p>(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に <u>110分の100</u> を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 〇〇円)」と記載する。</p>
<p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>
<p>別表1（第3条第1項関係） (略)</p>	<p>別表1（第3条第1項関係） (略)</p>